

教職課程認定基準の改正について（概要）

1. 改正の趣旨及び目的

高等教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、近年の制度改正では、大学が教育の質を確保しながら教育研究資源を柔軟に活用できるよう、学部、研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムや大学等連携推進法人、基幹教員制度、大学設置基準等に係る特例制度などの仕組みが整備されてきた。このような背景等を踏まえ、教職課程の開設に関する大学内及び大学間連携の在り方については、「教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ」において継続的な検討が行われており、その意見を反映するものである。

また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）」附則第七条第3項に基づき、法の施行後3年を目途とした見直しの検討の際に実施した、教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果を踏まえ、教職課程を履修する学生が法の理解を深めるための措置について、教職課程認定基準上の位置付けを明確にする必要が生じた。

さらに、大学設置基準第58条等に基づく地域高等教育機会確保特例制度の創設を踏まえ、教職課程認定基準においても、これに対応した特例の整理を行う必要が生じた。

以上を踏まえ、本改正は、教育職員免許法及び同施行規則、大学設置基準等との整合を図りつつ、教職課程認定基準を改めて整理・明確化することを目的とするものである。また、教職課程の実施体制（教職専任教員）、教育課程の編成、教育実習等の在り方等について、従来の運用や考え方を基礎として、基準上の位置付けを明確にすることにより、教職課程全体の質保証を図るものである。

2. 改正の概要

(1) 大学内の教職課程の連携に関する改正

① 教職専任教員の要件

(基準3-1(3)(5))

教職専任教員の要件を、大学設置基準に定める基幹教員の要件に準じ、教職課程の編成及び運営等について責任を担う教員（助手を除く。）であり、1年につき3科目以上の当該学科等の教職課程に係る授業科目を担当し、専ら当該大学の教育研究に従事するものとし、必要教職専任教員数の合計のうち半数は原則教授とすること。

② ただし書き教員の要件

(基準3-1(4))

大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号等のただし書に定める基幹教員が、専ら当該大学の教育研究への従事以外の教職専任教員の要件を満たす場合において、必要教職専任教員数の合計の4分の1の範囲内で必要教職専任教員数に算入することができるようにすること。

③ 授業の方法等

(基準3-2(6)(7))

教職課程における授業の方法及び単位の認定を大学設置基準等に準ずること。
上記に伴い、旧基準3(8)、14(5)を廃止すること。

④ 授業科目の共通開設

(基準5)

大学の同一の学科等又は複数の学科等で複数の教職課程を置く場合、当該授業科目の内容がそれぞれの教職課程において適当と認められる場合に限り、複数の教職課程に共通に開設することを可能とし、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する教職専任教員をそれぞれの教職専任教員とすることができるようにすること。なお、特別支援学校教諭の教職課程と他の学校種との共通開設に関しては、従前の通りとする。

上記に伴い、旧基準4-3(2)、4-4(2)、4-8を廃止すること。

(2) 大学間の教職課程の連携に関する改正

① 地域アクセス確保特例

(基準14)

地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる教職課程である場合は、3-1(3)、(4)、3-2(1)、(4)、(5)の全部または一部によらないことができることとする。

② 連携教職課程の要件

(基準15)

連携教職課程の開設にあたって、それぞれの学科等において1人以上の教職専任教員を配置すること、当該教職専任教員の役割に連携教職課程の自己点検・評価を加えること。

上記に伴い、旧基準12(3)、(4)を廃止すること。

③ 他大学の授業科目の単位互換

(基準16)

教育職員免許法施行規則第22条第4項に基づき、他の大学の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別支援教育に関する科目を自ら開設する授業科目とみなす場合の要件を定めること。

(3) 児童生徒性暴力等の防止に関する措置

(基準19)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」第13条第3項に定める教育職員の養成課程を有する大学が講ずるべき措置に関する基準を設けること。

3. 今後のスケジュール

(2) ①と(3)については教員養成部会決定日より、その他は令和10年4月1日(令和10年度より開設する教職課程の認定を受けようとする申請校)から適用する。